

共同研究契約書(案)

〇〇〇〇(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(外部委託機関)(以下「乙」という。)は、乙が愛知県(以下「県」という。)と令和7年4月1日に締結した令和7年度「知の拠点あいち重点研究プロジェクト」研究委託契約に基づく研究開発分野「〇〇〇〇」研究テーマ「〇〇〇〇」(以下「本研究テーマ」という。)の実施に関し、次のとおり共同研究契約書(以下「本契約書」という。)を締結する。

第1条(定義)

本契約書において、次の各号に掲げる用語は、他に別段の定めがない限り、当該各号に規定する意味を持つものとする。

- (1) 「知の拠点あいち」
あいち産業科学技術総合センター、実証研究エリア及びあいちシンクロトロン光センターをいう。
- (2) 重点研究プロジェクト
県が選定し「知の拠点あいち」を拠点として実施する研究プロジェクトをいう。
- (3) 研究開発分野
県が「あいち科学技術・知的財産アクションプラン2025」において設定した「研究開発の方向性」に基づき、最新の社会情勢を織り込んだ課題設定に対する4つの研究開発分野をいう。
- (4) 研究テーマ
研究開発分野の下で構成する〇つのテーマをいう。
- (5) 統括部長
(外部委託機関)が設置する重点研究プロジェクトの統括責任者である知の拠点重点研究プロジェクト統括部長をいう。
- (6) 研究チーム
研究テーマを実施する研究チームで、研究リーダー及び事業化リーダーを置き、研究従事者及び研究補助員から構成されるチームをいう。
- (7) 研究リーダー
研究テーマの主体となる者をいう。
- (8) 事業化リーダー
研究テーマの事業化の主体となる者をいう。
- (9) 研究テーマ従事者
統括部長、研究リーダー、事業化リーダー及びその他本研究テーマの研究業務に従事するすべての研究従事者及び研究補助員、並びに甲及び乙が本研究テーマの実施のために雇用する職員をいう。
- (10) 研究従事者
甲又は乙に所属し研究業務に従事する者をいう。
- (11) 研究補助員
甲又は乙に所属し研究従事者の業務を補助する者をいう。

第2条（知的財産権の範囲）

本研究テーマの実施によって新規に得られた「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）、種苗法に規定する品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」と総称する。）
- (2) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権（著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む）及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「著作権」という。）
- (3) 第1号及び第2号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲、乙協議のうえ、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

2 本契約書において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

3 本契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利に基づき著作権を利用する行為並びにノウハウを使用する行為をいう。

第3条（共同研究の実施体制及び研究内容）

甲及び乙は、研究リーダー、事業化リーダー及びその他の研究テーマ従事者の緊密な連携を図り、誠意をもって本研究テーマを実施するものとする。なお、研究実施にあたっては、別途定める重点研究プロジェクトV期共同研究事業に係る研究管理要領（以下「研究管理要領」という。）に従うものとする。

2 甲は、本研究テーマにおいて、乙及び乙が本研究テーマに関する共同研究契約書を締結する他の者とともに次の研究を共同で実施するものとする。

- (1) 研究テーマ〇〇〇〇
ア（テーマ1）

イ (テーマ2)

(2) 研究項目

ア ○○○の実用化のための○○○○の試作品開発

イ ●●●の実用化のための○○○○の試作品開発

(3) 研究計画

別に定める「知の拠点あいち重点研究プロジェクト」年次研究計画書のとおり

(4) 主たる研究場所

甲：○○○○

乙：「知の拠点あいち」

(5) 研究実施期間

本契約書締結日から令和8年3月31日まで

3 甲又は乙は、前項の研究内容を変更しようとするときは、書面によって相手方の承認を得るものとする。

第4条 (研究の分担)

甲及び乙は、別表第1に掲げる研究を分担する。

2 甲及び乙は、相互に相手方の別表第2に掲げる研究従事者の指導を行うものとする。

3 前各項については、海外大学・公的研究開発機関（以下「海外大学等」という。）が参画する研究テーマにおいて、甲が当該研究活動の一環として当該海外大学等と共同研究契約を締結する場合は、甲欄に当該海外大学等の研究分担及び研究従事者を含むものとする。

第5条 (研究従事者及び研究補助員)

甲及び乙は、それぞれの研究テーマ従事者のうち別表第2に掲げる研究従事者及び研究補助員を本研究テーマに従事させるものとする。

2 前項については、海外大学等が参画する研究テーマにおいて、甲が当該研究活動の一環として当該海外大学等と共同研究契約を締結する場合は、甲欄に当該海外大学等の研究従事者及び研究補助員を含むものとする。

第6条 (費用)

甲及び乙が本研究テーマにおいてそれぞれ分担する研究業務を実施する際の費用は甲、乙それぞれが負担する。甲の本研究テーマの研究業務に関わる費用の一部は、別表第3の予算に基づき乙が負担し、甲は、乙が別途定める重点研究プロジェクトV期共同研究に係る経理事務処理要領に従い、適正に執行するものとする。

また、海外大学・公的研究開発機関（以下「海外大学等」という。）が参画する研究テーマにおける研究活動の一環として甲が当該海外大学等と共同研究契約を締結する場合は、別表3における甲と海外大学等それぞれが必要とする予算について、乙は甲に対して負担するものとし、甲は経理事務処理要領に従い、適正に試行するものとする。また、海外大学等の経費執行にかかる納品確認等の検収義務は甲が負うものとする。

その際、甲は、研究活動を実施する際の、海外大学等から招へいた者への旅費・滞在費の支払い、海外大学等への研究委託費等の経費執行を行うものとし、その適正な執行のために、国際的な平和及び安全の維持を妨げる恐れのある「技術提供」や「輸出」に関して、安全保障輸出安全管理体制を整備するものとする。

なお、自社及び研究テーマ参加企業（その100%子会社を含む）から調達する場合は、本要領に従い利益を排除する。

- 2 本研究テーマの予算によって購入した設備備品及び試作品（以下「設備等」という。）の所有権は、すべて乙に帰属するものとする。ただし、企業が自己負担で購入した設備等については、この限りではない。
- 3 乙は、乙が四半期毎に実施する検査の結果、合格であったときは、甲からの請求により、当該経費を精算払いするものとする。なお、支払の時期については別表第4のとおりとする。
- 4 海外大学等が参画する研究テーマにおいて、甲が当該研究活動の一環として当該海外大学等と共同研究契約を締結する場合、海外大学等は前項の規定における甲の権利義務を負うものとし、甲は海外大学等に代わって乙に対してこれをなし、このことを甲と海外大学等との共同研究契約において、取り決めなければならない。

第7条（設備等の使用）

甲及び乙は、別表第3の予算によって購入した設備等を使用することができる。

- 2 甲は、前項の設備等の設置場所について乙の書面による了解を得なければならない。
- 3 甲及び乙は、本研究テーマを実施する上で必要な場合には、相手方が管理する設備等を当該設備等の管理をする者の同意を得て使用することができるものとする。
- 4 海外大学等が参画する研究テーマにおいて、甲が当該研究活動の一環として当該海外大学等と共同研究契約を締結する場合、海外大学等は第1項及び第3項の規定における設備等を使用できるものとし、第2項及び第3項における乙の了解・同意は、甲が海外大学等に代わって乙から得るものとする。
このことについて、甲と海外大学等との共同研究契約について、取り決めなければならない。

第8条（設備等の管理）

甲及び乙は、別表第3の予算によって購入した設備等を適切に管理しなければならない。

- 2 甲及び乙は、本研究テーマ終了時には、「知の拠点あいち」に設置した自己の設備等を撤去し、「知の拠点あいち」の使用区域の原状回復をしなければならない。
- 3 別表第3の予算によって購入した設備等については、本研究テーマが終了した時点で県

が活用方法を決定する。

- 4 海外大学等が参画する研究テーマにおいて、甲が当該研究活動の一環として当該海外大学等と共同研究契約を締結する場合、当該共同研究契約において、設備等の管理に関して海外大学等は前各項における甲同様の義務を負うことを取り決めなければならない。

第9条（秘密保持）

本研究テーマの実施期間中及び本研究テーマ終了後3年間、甲及び乙は本研究テーマ実施期間中に相手方から次の各号のいずれかの方法で秘密である旨を明示して開示を受け知得した情報並びに研究テーマ従事者が共通の秘密とすることを合意した情報（以下「秘密情報」という。）の秘密を保持し、相手方の事前の書面による承諾なくして、これを研究テーマ従事者以外の第三者に開示又は漏洩してはならない。

- (1) 書面（電子データ含む）、電子メール、電磁的記録媒体、物品等で開示する方法
- (2) 口頭その他の手段にて開示し、開示後30日以内に書面によって通知する方法

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当し、かつ書面その他客観性のある方法により、その事実を立証しうる場合はこの限りではない。

- (1) 相手方より知得する以前に、既に自己が所有していたもの
- (2) 相手方より知得した時に、既に公知であったもの
- (3) 相手方より知得した後に、自己の責に帰し得ない事由により公知となったもの
- (4) 相手方より知得した後に、正当な権原を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に知得したもの
- (5) 相手方より知得した情報に接することなく独自の開発活動により獲得したもの

- 3 海外大学等が参画する研究テーマにおいて、甲が当該研究活動の一環として当該海外大学等と共同研究契約を締結する場合、当該共同研究契約で秘密保持に関して、前2項の規定を阻害しない範囲で、取り決めなければならない。

第10条（安全保障貿易管理）

甲は、国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき、同法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、同法はじめ国の法令・指針・通達等を遵守して、原則として、経済産業大臣の許可を受けることとする。

- 2 甲は、外為法の規制対象となる、リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して、事前に国の許可を求めることとする。

第11条（目的外使用の禁止）

甲及び乙は、本研究テーマの実施期間中及び本研究テーマ終了後3年間、秘密情報を本研究テーマの研究業務並びに甲及び乙が書面によって合意した本研究テーマを継承する事

業のみに使用し、相手方の事前の書面による承諾なくして、これを他のいかなる目的にも使用してはならない。

- 2 海外大学等が参画する研究テーマにおいて、甲が当該研究活動の一環として当該海外大学等と共同研究契約を締結する場合、当該共同研究契約で目的外使用の禁止に関して、前項の規定を阻害しない範囲で、取り決めなければならない。

第12条（賠償責任）

本研究テーマの実施における研究テーマ従事者の負傷、疾病、障害又は死亡に対する補償は、当該研究テーマ従事者が所属するそれぞれの本契約当事者が負担するものとする。

ただし、当該契約当事者以外の者の責任が明らかな場合はこの限りではない。

- 2 甲又は乙は、自己に属する研究テーマ従事者が本研究テーマを実施するに当たり、故意又は過失により相手方の設備等に損害を与えたときには、相手方に対してその賠償の責を負うものとする。

- 3 海外大学等が参画する研究テーマにおいて、甲が当該研究活動の一環として当該海外大学等と共同研究契約を締結する場合、当該共同研究契約で賠償責任に関して、前各項の規定にかかる甲乙の権利義務関係を阻害しない範囲で、取り決めなければならない。

第13条（研究成果の帰属）

第2条に規定する本研究テーマの実施により新規に得られた発明等及び当該発明等にかかる知的財産権（以下あわせて「研究成果」という。）は、以下の各号に従い帰属するものとする。

- (1) 甲又は乙が相手方の秘密情報に基づかず、それぞれ単独で為した研究成果は、甲乙それぞれの単独所有とする。
 - (2) 甲及び乙が共同で為した研究成果は、甲及び乙それぞれの貢献度を踏まえて甲及び乙が協議のうえ決定された持分において共有するものとする。なお、ここでいう貢献度とは、研究成果の貢献度を指すものとし、金銭的な貢献度は含まれないものとする。
 - (3) 甲又は乙は、同機関と雇用関係のない学生が研究参画者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施過程で当該学生が行った発明（考案等含む）にかかる知的財産権が同機関に帰属することを、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講ずるものとする。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を取らなければならない。
- 2 県は、前項について、本契約締結日に甲及び乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを様式第1の確認書により県に届け出たときは、研究成果に係る知的財産権を甲及び乙から譲り受けない。

- (1) 甲及び乙は、本研究テーマの実施において第2条第1項第1号に規定する産業財産権

- の出願又は申請（以下「出願等」という。）を行ったときは、その日から60日以内に、様式第2による産業財産権出願通知書により、その旨を県に報告しなければならない。
- (2) 甲及び乙は、出願等を行う場合は、当該出願書類に研究成果にかかる出願等である旨を記載しなければならない。
 - (3) 甲及び乙は、県に納入する本研究テーマの実施に関わる著作物について、当該著作物納入の日から60日以内に、様式第3による著作物通知書を県に提出しなければならない。ただし、県に提出することとされている著作物については、当該著作物の提出をもって、著作物通知書の提出があったものとみなす。
 - (4) 甲及び乙は、第2条第1項第3号に規定するノウハウについて、県より求められた場合には書面により報告しなければならない。
 - (5) 甲及び乙は、県が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を県に許諾する。
 - (6) 甲及び乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、県が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾しなければならない。
 - (7) 甲及び乙は、甲及び乙以外の第三者に研究成果にかかる知的財産権の移転又は専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハに規定する場合を除き、あらかじめ県の承認を受けなければならない。

イ 甲が株式会社である場合で、甲がその子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同法第4号に規定する親会社をいう。）に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 甲が承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第11条第1項の認定を受けた者）に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 甲が技術研究組合である場合で、甲がその組合員に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

- 3 前項において、県は、甲及び乙が同項で規定する書面を提出しないときは、甲及び乙から当該知的財産権を譲り受ける。
- 4 甲及び乙は、第2項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと県が認めるときは、当該知的財産権を無償で県に譲り渡さなければならない。
- 5 海外大学等が参画する研究テーマにおいて、甲が当該研究活動の一環として当該海外大学等と共同研究契約を締結する場合、当該共同研究契約で研究成果の帰属に関して、前各

項の規定にかかる甲乙の権利義務関係を阻害しない範囲で、取り決めなければならない。

第14条（産業財産権の出願等）

研究成果にかかる産業財産権の出願等については原則として次の各号による。なお、当該手続等の詳細は、別途定める重点研究プロジェクトV期共同研究事業に係る知的財産管理要領（以下「知財管理要領」という。）に従うものとする。

- (1) 甲及び乙は、それぞれに所属する研究テーマ従事者が本研究テーマの実施にともない、相手方の秘密情報を使用することなく独自に発明等を行った場合、当該発明等にかかる出願を単独で行おうとするときは、事前に相手方、研究リーダー及び事業化リーダーの書面による同意を得るものとする。
- (2) 甲及び乙は、それぞれに所属する研究テーマ従事者が本研究テーマの実施にともない、相互に共同して発明等を行った場合、当該発明等にかかる出願を行おうとするときは、研究リーダー及び事業化リーダーの書面による同意を得て共同して行うものとする。
- (3) 甲及び乙は、乙が本研究テーマに関する共同研究契約書を締結した甲以外の機関に所属する研究テーマ従事者と共同して発明等を行った場合は、当該研究テーマ従事者を発明者、当該研究テーマ従事者が所属する機関を出願人に加えて出願を行うものとする。
- (4) 第1号から第3号までの出願の可否は知財管理要領に定める手続きを経て決定するものとする。
- (5) 単独出願にかかる経費の負担、出願した権利の管理、産業財産権の取得については、当該出願の出願人が行うものとする。
- (6) 共同出願にかかる経費の負担、出願した権利の管理、産業財産権の取得については、当該出願の出願人の中で締結する共同出願契約書で定めるものとする。
- (7) 甲及び乙が、本研究テーマ終了後から3年以内に、研究成果や知見にもとづく出願をしようとする場合には、単独、共同にかかわらず相手方の承認を得なければならない。
- (8) 甲及び乙は、産業財産権の設定の登録等を受けたときは、登録等の日から60日以内に、様式第4による産業財産権通知書により、県に報告しなければならない。

2 海外大学等が参画する研究テーマにおいて、甲が当該研究活動の一環として当該海外大学等と共同研究契約を締結する場合、当該共同研究契約で研究成果にかかる産業財産権の出願等に関して、前項の規定にかかる甲乙の権利義務関係を阻害しない範囲で、取り決めなければならない。

第15条（権利の実施）

前条の規定において、共同で取得した産業財産権の実施については当事者間で締結する実施契約書で定めるものとする。

2 共同出願者に企業が含まれる場合、共同出願者である乙、大学及び行政等の研究機関の共同出願者は原則として当該企業に実施権を与えるものとする。

3 本研究テーマが県の産業振興を目的とすることを鑑み、甲及び乙は以下の各号に合意するものとする。

- (1) 甲及び乙は、産業財産権を実施したとき又は第三者に実施許諾したときは、様式第5による産業財産権実施届出書により、遅滞なく、県に報告しなければならない。
- (2) 甲及び乙は、知的財産権について専用実施権等を設定しようとするときは、様式第6による専用実施権等設定承認申請書を県に提出し、承認を受けなければならない。甲及び乙は、その専用実施権設定後、様式第7による専用実施権等設定通知書を県に提出しなければならない。
- (3) 甲及び乙は、知的財産権を第三者に移転しようとするときは、様式第8による移転承認申請書を県に提出し、承認を受けなければならない。甲及び乙は、その移転後、遅滞なく、様式第9による移転通知書を県に提出しなければならない。
本号合併等に伴う知的財産権の移転の場合にも準用する。
- (4) 乙は、研究成果の実施促進又は普及促進のため合理的かつ必要であると認める場合には、当該研究成果を保有する権利者（以下「権利者」という。）の同意を得て、当該研究成果を第三者に一定期間実施させることができる。
- (5) 前号の第三者に対する研究成果の実施許諾に際し、乙は権利者及び当該第三者の意見を聞いて実施料率その他実施条件を定めるものとする。
- (6) 第4号の第三者に対する実施許諾については、権利者と当該第三者の間で当該研究成果の実施等に関する契約を締結するものとする。

4 海外大学等が参画する研究テーマにおいて、甲が当該研究活動の一環として当該海外大学等と共同研究契約を締結する場合、当該共同研究契約で権利の実施に関して、前各項の規定にかかる甲乙の権利義務関係を阻害しない範囲で、取り決めなければならない。

第16条（著作物の利用行為）

甲及び乙は、県及び県が指定する者が、第13条第2項の規定にかかわらず、本研究テーマの実施にともない甲及び乙から県に納入された著作物にかかる著作権について、無償で実施することを了承する。ただし、本研究テーマの成果として県へ納入された試作品等に係る著作権については、この限りではない。

2 甲及び乙は、県及び県が指定する者による前項の著作物にかかる著作権の実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、甲及び乙は、当該著作物の著作者が甲及び乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

3 甲及び乙は、本研究テーマの実施にともない作成された著作物及びその二次的著作物の公表に際し、本研究テーマの成果である旨を標記するものとする。

4 海外大学等が参画する研究テーマにおいて、甲が当該研究活動の一環として当該海外大学等と共同研究契約を締結する場合、当該共同研究契約で著作物の利用行為に関して、前各項の規定にかかる甲乙の権利義務関係を阻害しない範囲で、取り決めなければならない。

第17条（研究成果等の発表）

甲及び乙は、研究成果や本研究テーマの実施にともない得られた知見について、本研究テーマ実施期間中及び本研究テーマ終了後3年以内に第三者に発表又は知らせようとするときは、事前に相手方、研究リーダー及び事業化リーダーの同意を得るものとする。

- 2 海外大学等が参画する研究テーマにおいて、甲が当該研究活動の一環として当該海外大学等と共同研究契約を締結する場合、当該共同研究契約で研究成果等の発表に関して、前項の規定にかかる甲乙の権利義務関係を阻害しない範囲で、取り決めなければならない。

第18条（報告）

甲は、本研究テーマ期間中並びに本研究テーマが終了したときは、研究管理要領及び重点研究プロジェクトV期共同研究に係る経理事務処理要領にしたがって研究業務に関する報告、並びに経理に関する報告を行うものとする。

- 2 海外大学等が参画する研究テーマにおいて、甲が当該研究活動の一環として当該海外大学等と共同研究契約を締結する場合、本研究テーマ期間中及び本研究テーマが終了したときは、海外大学等にかかる前項報告を自らの報告と併せて行うものとし、このことを甲と海外大学等との共同研究契約において、取り決めなければならない。

第19条（第三者機関による支援への協力）

甲は、乙が委託する技術的調査、優位性調査、市場現地調査、成果目標・適用市場等に対する提言及びに関する業務において、当該業務の委託先である第三者機関による支援対象に選定されたときは、当該支援を受け入れ、協力し、その結果（調査、提言等）を本研究テーマ期間中に最大限活用するものとする。なお、本支援の趣旨は、研究成果の事業化のスピードアップ・効果最大化のために行われるものである。

- 2 海外大学等が参画する研究テーマにおいて、甲が当該研究活動の一環として当該海外大学等と共同研究契約を締結する場合、当該研究テーマが前項の規定における第三者機関の支援対象に選定されたときは、海外大学等が当該支援を受け入れ、協力し、その結果（調査、提言等）を本研究テーマ期間中に最大限活用するものとするを、甲と海外大学等との共同研究契約において、取り決めなければならない。

第20条（県の成果活用に関する取組への協力）

甲は、本研究テーマの実施にともない構築される企業や大学等とのネットワークや経験及び知識を活用し、あいち産業科学技術総合センターが行う重点研究プロジェクトの研究成果の県内企業への技術移転を行う取組である「重点研究プロジェクト成果活用プラザ」、及び重点研究プロジェクト終了後も引き続き技術移転を促すために県が構築する成果活用普及体制に協力するものとする。

- 2 甲は、県が施策の検証のために実施する売上高等調査に応ずるものとする。
- 3 海外大学等が参画する研究テーマにおいて、甲が当該研究活動の一環として当該海外大学等と共同研究契約を締結する場合、海外大学等が第1項の規定における県の成果活用に

関する取組への協力を承諾するものとして、甲と海外大学等との共同研究契約において、取り決めなければならない。

第21条（中途解約、損害賠償）

甲及び乙は相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、30日間の猶予期間を定めて当該事項の是正を書面により請求できるものとし、猶予期間内に当該是正が行われない場合には、書面による通知を発し本契約書を解約し、相手方に直接起因して生じた実質的な損害の賠償を請求することができる。

- (1) 正当な理由なく本契約書に基づく自己の義務を履行しなかった場合
- (2) 本契約書に規定する事項の履行に関し、不正又は不当の行為があった場合
- (3) その他、本契約書の各条項に違反した場合

- 2 海外大学等が参画する研究テーマにおいて、甲が当該研究活動の一環として当該海外大学等と共同研究契約を締結する場合、海外大学等が前項各号のいずれかに該当するときは、乙は甲を介して30日間の猶予期間を定めて当該事項の是正を書面により請求できるものとし、猶予期間内に当該是正が行われない場合には、書面による通知を発し本契約書における海外大学等の当該研究テーマへの参画を打ち切り、甲を介して海外大学等に直接起因して生じた実質的な損害の賠償を請求することができる。

このことについて、甲と海外大学等との共同研究契約において、取り決めなければならない。

第22条（脱退）

甲が、相当な理由で、本契約書による共同研究を断念するときは、3ヶ月の猶予期間において契約関係からの離脱を乙に申し入れることができる。

- 2 前項において、乙は、特段の事情がある場合以外は甲にその責任を追及できない。
- 3 第1項によって甲が契約関係から離脱した場合には、甲と乙の共同出願ないしは共有になっている知的財産権の取扱については甲乙別途協議するものとする。
- 4 海外大学等が参画する研究テーマにおいて、甲が当該研究活動の一環として当該海外大学等と共同研究契約を締結する場合、前各項の規定については、「甲」を「甲及び海外大学等」と読み替えるものとする。

第23条（中止）

乙が、予算不足その他の理由で本研究テーマの実施を断念するときは、甲に速やかにその理由を通知し、本研究テーマの実施の中止を甲に申し入れることができる。

- 2 前項において、甲は特段の事情がある場合以外は乙にその責任を追及できない。

3 第1項の場合において、甲と乙の共同出願ないしは共有になっている知的財産権の取扱いについては甲乙別途協議するものとする。

4 海外大学等が参画する研究テーマにおいて、甲が当該研究活動の一環として当該海外大学等と共同研究契約を締結する場合、前各項の規定については、「甲」を「甲及び海外大学等」と読み替えるものとする。

第24条（有効期間）

本契約書の有効期間は、第20条、第21条、第22条に規定する場合を除き、本契約書締結の日から令和8年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず第9条、第11条、第14条及び第17条の規定は本研究テーマ実施期間中及び本研究テーマ終了後3年間有効とする。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず第13条、第14条第8号、第15条及び第16条の規定は知的財産権の消滅の日まで有効とする。

第25条（共同契約性）

甲は、乙が本契約書と同一目的で甲以外の者とも契約することを了承するものとする。

2 前項を鑑み、甲は本契約書が実質的には三者ないしはそれ以上の者との契約になること、及び当該第三者は本契約書における甲と同等の権利を得ること並びに甲と同等の義務を負うことを了承するものとする。

3 甲は、第1項及び第2項の当事者の一人が契約関係から離脱した場合において契約の続行が不可能になることがあることを了承し、それを乙の責めに帰すべき事由とはしないものとする。

第26条（協議事項）

本契約書に定めのない事項又は本契約書の各条項の解釈に疑義を生じた場合には、甲・乙誠意をもって協議のうえこれを解決するものとする。

第27条（第一審の所轄裁判所）

本契約書に関わる紛争の第一審の所轄裁判所は名古屋地方裁判所とする。

本契約書の締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和7年4月1日

甲 ○○県○○市○○○○
 ○○株式会社
 ○○○ ○○ ○○ 印

乙 ○○県○○市○○○○
 ○○○○
 ○○○ ○○ ○○ 印

別表第1 研究分担

	製品・技術	研究項目
甲	〇〇〇	〇〇〇〇の実用化開発
	〇〇〇	〇〇〇〇の実用化開発
乙	〇〇〇	〇〇〇〇の研究進捗管理、研究成果の応用と評価
	〇〇〇	〇〇〇〇の研究進捗管理、研究成果の応用と評価

*海外大学等が参画する研究テーマにおいて、甲が当該研究活動の一環として当該海外大学等と共同研究契約を締結する場合、当該海外大学等の研究分担について、以下の表に記載すること

	製品・技術	研究項目
(海外大学等)	〇〇〇	〇〇〇〇の実用化開発
	〇〇〇	〇〇〇〇の実用化開発

別表第2 研究従事者及び研究補助員

* 研究に従事するもの全員を記入のこと

* 海外大学等が参画する研究テーマにおいて、甲が当該研究活動の一環として当該海外大学等と共同研究契約を締結する場合、当該海外大学等の研究従事者及び研究補助員については「甲」の所属機関・部署欄に海外大学等であることが分かるように記載すること

研究従事者

	氏名	所属機関・部署	役職	研究項目
甲	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇
甲	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇
甲	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇
乙		〇〇〇〇		〇〇〇〇の研究進捗管理、研究成果の応用と評価
乙		〇〇〇〇		〇〇〇〇の研究進捗管理、研究成果の応用と評価
乙		〇〇〇〇		
乙		〇〇〇〇		

研究補助員

	氏名	所属機関・部署	研究項目
甲	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
甲			
甲			

別表第3 研究予算

研究開発分野：〇〇

研究テーマ：〇〇

共同研究者：〇〇株式会社

(単位：円)

費 目	区 分	甲執行の研究予算		乙執行の研究予算
			うち海外大学等	
Ⅰ 設備備品・試作品費	設備備品費			
	試作品費			
	改造費			
	計			
Ⅱ 人件費	任期付研究員費			
	研究補助員費			
	計			
Ⅲ 業務実施費	消耗品費			
	旅費			
	諸謝金			
	会議開催費			
	通信運搬費			
	印刷製本費			
	賃借料			
	雑役務費			
	研究委託費			
	光熱水費			
	計			
Ⅳ小計 (Ⅰ + Ⅱ + Ⅲ)				
Ⅴ 事務負担金				
Ⅵ合 計 (Ⅳ + Ⅴ)				
Ⅵの内消費税額				

別表第4 概算払

区 分	支払時期	備 考
第一回	令和 年 月 日	
第二回	令和 年 月 日	
第三回	令和 年 月 日	
第四回	令和 年 月 日	

確 認 書

日 付

愛知県知事 殿

住 所
名称及び
代表者名

名称（以下「甲」という。）は、愛知県に対し下記の事項を約する。

記

- 1 甲は、共同研究「(題目、契約日)」の成果となるべき発明等があった場合は、遅滞なく、当該契約書の規定に基づきその旨を愛知県に報告する。
 - 2 甲は、愛知県が公共の利益のために特に必要であるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で共同研究に係る知的財産権を実施する権利を愛知県に許諾する。
 - 3 甲は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、愛知県が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
 - 4 甲は、上記 2 に基づき、愛知県に利用する権利を許諾した場合には、愛知県の円滑な権利の利用に協力する。
 - 5 甲は、愛知県が上記 3 に基づき、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には愛知県に協力するとともに、遅滞なく、理由書を愛知県に提出する。
 - 6 甲は、愛知県以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の許諾若しくは移転の承認（以下「専用実施権等の設定」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハに規定する場合を除き、あらかじめ愛知県の承認を受ける。
- イ 甲が株式会社である場合に、甲がその子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第 4 号に規定する親会社をいう。）に移転又は専用実施権等の設定をする場合
- ロ 甲が承認 T L O（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成 1 0 年法律第 5 2 号）第 4 条第 1 項の承認を受けた者（同法第 5 条第 1 項の変更の承認を受けた者を含む。）又は認定 T L O（同法第 1 1 条第 1 項の認定を受けた者）に移転又は専用実施権等の設定をする場合
- ハ 甲が技術研究組合である場合に、甲がその組合員に移転又は専用実施権等の設定をする場合

以 上

様式第2

産業財産権出願通知書

日 付

愛知県知事 殿

住 所
名称及び
代表者名

令和 年 月 日付

令和〇〇年度「知の拠点あいち重点研究プロジェクトV期」
(研究テーマ名)

上記共同研究について、下記のとおり産業財産権の出願を行いましたので、明細書等の写しを添えて、共同研究契約書第13条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 出願国
- 2 出願に係る産業財産権の種類
- 3 発明等の名称
- 4 出願日
- 5 出願番号
- 6 出願人
- 7 代理人
- 8 優先権主張

添付書類

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) 特許等出願等明細書 (写) | 1 通 |
| (2) 受領書 (写) | 1 通 |

著作物通知書

日付

愛知県知事 殿

住所
名称及び
代表者名

令和 年 月 日付

令和〇〇年度「知の拠点あいち重点研究プロジェクトⅤ期」
(研究テーマ名)

上記共同研究に係る著作物について、共同研究契約書第13条第2項の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

- 1 著作物の種類
- 2 著作物の題号
- 3 著作者の氏名 (名称)
- 4 著作物の内容

様式第4

産 業 財 産 権 通 知 書

日 付

愛知県知事 殿

住 所
名称及び
代表者名

令和 年 月 日付

令和〇〇年度「知の拠点あいち重点研究プロジェクトⅤ期」
(研究テーマ名)

上記共同研究に係る産業財産権の登録等の状況について、〇〇〇〇の写しを添えて、共同研究契約書第14条の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

- 1 出願に係る産業財産権の種類
- 2 発明等の名称
- 3 出願日
- 4 出願番号
- 5 出願人
- 6 代理人
- 7 登録日
- 8 登録番号

添付書類

特許証等(写) 1通

様式第5

産 業 財 産 権 実 施 届 出 書

日 付

愛知県知事 殿

住 所
名称及び
代表者名

令和 年 月 日付

令和〇〇年度「知の拠点あいち重点研究プロジェクトV期」
(研究テーマ名)

上記共同研究に係る産業財産権について、下記のとおり実施しましたので、共同研究契約書
第15条第3項の規定に基づき届け出ます。

記

1 実施した産業財産権

産業財産権の種類（注1） 及 び 番 号 （注2）	産 業 財 産 権 の 名 称（注3）

2 実施（第三者は実施許諾した場合）

自己・第三者（注4）

(記載要領)

- (注1) 種類については、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権又は育成者権のうち、該当するものを記載する。
- (注2) 番号については、当該種類に係る設定登録番号、設定登録の出願又は申請番号もしくは著作物の登録番号又は管理番号を記載する。
- (注3) 該当する(1)～(4)の事項を記入する。
- (1) 発明、考案又は意匠については、当該発明、考案、意匠に係る物品の名称
 - (2) 回路配置については、回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び当該半導体集積回路の分類(構造、技術、機能)
 - (3) 植物体の品種にあつては、農林水産植物の種類(属、種、亜種)、出願品種の名称
 - (4) 著作権にあつては、著作物の名称
- (注4) 自己又は第三者のいずれかを○で囲む。

専用実施権等設定承認申請書

日 付

愛知県知事 殿

住 所
名称及び
代表者名

令和 年 月 日付

令和〇〇年度「知の拠点あいち重点研究プロジェクトⅤ期」
(研究テーマ名)

上記共同研究に係る知的財産権について、下記のとおり専用実施権等を設定したいので、共同研究契約書第 15 条第 3 項の規定に基づき申請します。

記

1 専用実施権等（注 1）を設定しようとする知的財産権

知的財産権の種類（注 2） 及び番号（注 3）	名称（注 4）	専用実施権等の範囲 （地域・期間・内容）

2 専用実施権等の設定を受けようとする者

住 所：
法人の名称：
代表者氏名：
担当部署名：
連 絡 先：
事業の概要：

3 承認を受ける理由

(記載要領)

(注1) 特許法第77条に規定する専用実施権、実用新案法第18条に規定する専用実施権、意匠法第27条に規定する専用実施権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第16条に規定する専用利用権、種苗法第25条に規定する専用利用権をいう。

著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。

(注2) 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、特定情報のうち、該当するものを記載する。

(注3) 当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に承認申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。

著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。

(注4) 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。

また、著作権については、著作物の題号を記載する。

専用実施権等設定通知書

日 付

愛知県知事 殿

住 所
名称及び
代表者名

令和 年 月 日付

令和〇〇年度「知の拠点あいち重点研究プロジェクトV期」
(研究テーマ名)

上記の共同研究の成果に係る知的財産権について、共同研究契約書第 15 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 専用実施権等（注 1）を設定する知的財産権

知的財産権の種類（注 2） 及び番号（注 3）	名称（注 4）	専用実施権等の範囲 (地域・期間・内容)

2 専用実施権等の設定を受ける者

住 所：
法人の名称：
代表者氏名：
担当部署名：
連 絡 先：
事業の概要：

3 承認が不要である理由（イ～ニのいずれかを選択する。）

- イ 合併又は分割により移転するため
- ロ 株式会社から、その子会社又は親会社に移転するため
- ハ 承認 T L O 又は認定 T L O に移転するため
- ニ 技術研究組合から、その組合員に移転するため

(記載要領)

(注1) 特許法第77条に規定する専用実施権、実用新案法第18条に規定する専用実施権、意匠法第27条に規定する専用実施権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第16条に規定する専用利用権、種苗法第25条に規定する専用利用権をいう。

著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。

(注2) 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、特定情報のうち、該当するものを記載する。

(注3) 当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に承認申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。

著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。

(注4) 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。

また、著作権については、著作物の題号を記載する。

様式第 8

移転承認申請書

日 付

愛知県知事 殿

住 所
名称及び
代表者名

令和 年 月 日付

令和〇〇年度「知の拠点あいち重点研究プロジェクトV期」
(研究テーマ名)

上記の共同研究の成果に係る知的財産権について、共同研究契約書第 15 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 移転しようとする知的財産権

知的財産権の種類 (注 1) 及び番号 (注 2)	知的財産権の名称 (注 3)

2 移転先

住 所：
法人の名称：
代表者氏名：
担当部署名：
連 絡 先：
事業の概要：

3 承認を受ける理由

(記載要領)

(注1) 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権のうち、該当するもの

(注2) 設定登録番号、又は設定登録の出願、申請番号

(注3) (1) 発明、考案、意匠については、その名称

(2) 回路配置については、半導体集積回路の名称、及び種類(構造、技術、機能)

(3) 植物体の品種については、農林水産植物の種類(属、種、亜種)、出願品種の名称

(4) 著作権については、著作物の名称

以下の場合には、著作権の移転に際して県の承認を求めることを要しない。

(1) 学術論文の論文集への掲載等に伴う、出版社等への著作権の移転

(2) 学会講演に係る講演予稿の予稿集等への掲載に伴う、学会等への著作権の移転

移転通知書

日 付

愛知県知事 殿

住 所
名称及び
代表者名

令和 年 月 日付

令和〇〇年度「知の拠点あいち重点研究プロジェクトV期」
(研究テーマ名)

上記の共同研究の成果に係る知的財産権について、共同研究契約書第15条第3項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 移転する知的財産権

知的財産権の種類 (注1) 及び番号 (注2)	知的財産権の名称 (注3)

2 移転先

住 所：
法人の名称：
代表者氏名：
担当部署名：
連 絡 先：
事業の概要：

3 承認が不要である理由 (イ～ニのいずれかを選択する。)

- イ 合併又は分割により移転するため
- ロ 株式会社から、その子会社又は親会社に移転するため
- ハ 承認TLO又は認定TLOに移転するため
- ニ 技術研究組合から、その組合員に移転するため

(記載要領)

(注1) 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権のうち、該当するもの

(注2) 設定登録番号、又は設定登録の出願、申請番号

(注3) (1) 発明、考案、意匠については、その名称

(2) 回路配置については、半導体集積回路の名称、及び種類(構造、技術、機能)

(3) 植物体の品種については、農林水産植物の種類(属、種、亜種)、出願品種の名称

(4) 著作権については、著作物の名称